

○山口県警察の生活安全部門が所管する法令に基づく不利益処分の処分
通知書等の様式に関する内規

平成 17 年 4 月 27 日

公安委員会内規第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「火取法」という。）、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「探偵業法」という。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「金属盗対策法」という。）、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号。以下「自転車防犯登録規則」という。）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号。以下「行商従業者証等様式承認規程」という。）、金属くず類回収業に関する条例（昭和 32 年山口県条例第 32 号。以下「金回条例」という。）又は山口県迷惑行為防止条例（平成 12 年 12 月 19 日条例第 47 号。以下「迷防条例」という。）に基づき、公安委員会が行う許可の取消し、営業の廃止等の処分（以下「不利益処分」という。）について、当該業務を適正に実施するため、被処分者に対する不利益処分の通知に用いる処分通知書等の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の取消し等)

第 2 条 風営適正化法第 8 条（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）、第 26 条第 1 項若しくは第 31 条の 25 第 1 項の規定に基づき風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、古物営業法第 6 条第 1 項若しくは第 24 条第 1 項の規定に基づき古物営業の許可を取り消し、質屋営業法第 25 条の規定に基づき質屋営業の許可を取り消し、又は金回条例第 23 条の規定に基づき金属くず類回収業の許可を取り消すときは、処分通知書（別記第 1 号様式）により通知するものとする。

2 火取法第 17 条第 3 項又は第 25 条第 3 項の規定に基づき猟銃用火薬類等の譲渡、譲受又は消費の許可を取り消すときは、処分通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

3 銃刀法第 11 条第 1 項から第 4 項まで、第 5 項第 1 号、第 6 項又は第 7 項の規定に基づき銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀

剣類の所持の許可を取り消すときは、処分通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

- 4 銃刀法第11条第5項第2号の規定に基づき銃砲等の所持の許可を変更するときは、処分通知書（別記第3号様式の2）により通知するものとする。
（認定の取消し）

第3条 風営適正化法第10条の2第6項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき特例風俗営業者若しくは特例特定遊興飲食店営業者の認定を取り消し、銃刀法第9条の5第3項、第9条の10第3項又は第11条の3の規定に基づき射撃教習を受ける資格、射撃練習を受ける資格又は年少射撃資格の認定を取り消し、又は警備業法第8条の規定に基づき警備業の認定を取り消すときは、処分通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（指示）

第4条 風営適正化法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、映像送信型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業を営む者、飲食店営業を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し必要な指示をし、古物営業法第23条の規定に基づき古物商又は古物市場主に対し必要な指示をし、銃刀法第10条の9の規定に基づき銃砲等若しくは刀剣類の所持について許可を受けた者又は年少射撃資格者に対し必要な指示をし、警備業法第48条の規定に基づき警備業者に対し必要な指示をし、探偵業法第14条の規定に基づき探偵業者に対し必要な指示をし、金属盗対策法第11条の規定に基づき特定金属くず買受業を営む者に対し必要な指示をし、又は迷防条例第7条の規定に基づき迷防条例第6条第1項第1号の観覧、販売若しくは提供、同項第2号及び第3号の提供又は同項第4号の情報の提供を事業として行う者（以下「事業者という。」）に対し必要な指示をするときは、指示書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（営業の停止）

第5条 風営適正化法第26条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第3項、第31条の15第1項、第31条の25第1項若しくは第2項、第34条第2項、第35条又は第35条の2の規定に基づき風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業又は特定性風俗物品販売等営業の停止を命じ、古物営業法第24条の規定に基づき古物営業の停止を命じ、質屋営業法第25条の規定に基づき質屋営業の停止を命じ、警備業法第49条第1項の規定に基づき警備業の営業の停止を命じ、探偵業法第

15条第1項の規定に基づき探偵業の営業の停止を命じ、金属盗対策法第12条の規定に基づき特定金属くず買受業の営業停止を命じ、金回条例第23条の規定に基づき金属くず類回収業の停止を命じ、又は迷防条例第8条の規定に基づき当該事業者に対し、当該事業の停止を命ずるときは、処分通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（営業の廃止）

第6条 風営適正化法第30条第2項若しくは第31条の15第2項の規定に基づき店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じ、警備業法第49条第2項の規定に基づき警備業法の営業の廃止を命じ、又は探偵業法第15条第2項の規定に基づき探偵業の営業の廃止を命ずるときは、処分通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（営業の禁止）

第7条 風営適正化法第31条の5、第31条の6第2項第2号、第31条の20、第31条の21第2項第2号又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業又は接客業務受託営業の禁止を命ずるときは、処分通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（措置、改善、受診、是正及び中止命令）

第8条 風営適正化法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づき映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し18歳未満の者を客としないために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、措置命令書（別記第9号様式）により通知するものとする。

2 風営適正化法第39条第3項の規定に基づき山口県風俗環境浄化協会に対し改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（別記第10号様式）により通知するものとする。

3 銃刀法第9条の7第3項、第9条の11第2項、第10条の6第6項又は第10条の8第2項又は第10条の8の2第2項の規定に基づき教習射撃場を管理する者、練習射撃場を管理する者、許可に関する銃砲を保管する者又は委託を受けて猟銃若しくは空気銃（以下「猟銃等」という。）若しくはクロスボウを保管することを業とする者に対し教習用備付け銃、練習用備付け銃、許可に係る銃砲等又は委託を受けて保管する猟銃等若しくはクロスボウに係る保管の設備又は方法について改善を命じ、その他危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずるときは、保管改善命令書（別記第11号様式）により通知するものとする。

4 銃刀法第4条の3第2項又は第7条の3第3項の規定に基づき、認知機能検査を受けた者で当該検査の結果が銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第15条の基準に該当するものに対しその者が介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症であるかどうかについて又は第12条の3の規定に基づき銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可を受けた者に対し許可の基準に適合しているかどうか若しく

は年少射撃資格者が年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため、指定する医師の診断を受けるべきことを命ずるときは、受診等命令書（別記第11号様式の2）により通知するものとする。

5 犯罪収益移転防止法第18条の規定に基づき特定事業者に対し違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正命令書（別記第11号様式の3）により通知するものとする。

6 迷防条例第6条第4項の規定に基づき客引き等の相手方となるべき者を待っていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない旨を命ずるときは、客待ち行為中止命令書（別記様式第11号様式の4）により通知するものとする。

（指定の取消し）

第9条 風営適正化法第39条第4項の規定に基づき山口県風俗環境浄化協会の指定を取り消し、又は自転車防犯登録規則第9条の規定に基づき登録業務を行う指定団体の指定を取り消すときは、処分通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 古物営業法施行規則第29条第1項の規定に基づき盗品売買等防止団体に係る承認を取り消し、又は行商従業者証等様式承認規程第7条の規定に基づき行商従業者証等の様式の承認を取り消すときは、処分通知書（別記第13号様式）によるものとする。

（資格者証の返納）

第11条 警備業法第22条第7項又は第42条第3項の規定に基づき警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納を命ずるときは、処分通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（所轄庁への通知）

第12条 風営適正化法第42条の規定に基づき所轄庁に処分内容及び理由を通知するときは、営業停止処分通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。

（受領書）

第13条 第2条から前条までに規定する通知書を交付したときは、相手方から受領書（別記第16号様式）を徴収するものとする。

（不利益処分相当事案通報書）

第14条 他の都道府県公安委員会において不利益処分を行う必要があると認めるときは、不利益処分相当事案通報書（別記第17号様式）により関係都道府県公安委員会に通報するものとする。ただし、風営適正化法第31条の6第1項、第31条の11第1項、第31条の21第1項又は第35条の4第3項の規定に基づき処分移送通知書を送付する場合においては、この限りでない。

（弁明録取者の指名）

第15条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第21条第1項の規定に基づき弁明録取者を指名するときは、弁明録取者指名書（別記第18号様式）によるものとする。

附 則
（施行期日）

1 この内規は、平成17年5月1日から施行する。

（古物営業の不許可通知書等の様式に関する内規の一部改正）

2 古物営業の不許可通知書等の様式に関する内規（平成7年山口県公安委員会内規第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （平成17年11月9日公安委員会内規第13号）
この内規は、平成17年11月21日から施行する。

附 則 （平成19年5月23日公安委員会内規第3号）
この内規は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 （平成20年2月29日公安委員会内規第1号）
この内規は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 （平成21年5月29日公安委員会内規第7号）
この内規は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 （平成21年12月2日公安委員会内規第10号）
この内規は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 （平成24年3月7日公安委員会内規第1号）
この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月8日公安委員会内規第4号）
この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年6月10日公安委員会内規第12号）
この内規は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 （平成30年4月11日公安委員会内規第3号）
この内規は、平成30年4月11日から施行する。

附 則 （平成30年5月30日公安委員会内規第5号）
この内規は、平成30年6月15日から施行する。

附 則 （平成30年10月19日公安委員会内規第8号）
この内規は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日公安委員会内規第1号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規12条による改正附則）
この内規は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月31日付け山口生企第302号古物営業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整備による改正附則）
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年7月10日公安委員会内規第3号）
この内規は、令和2年7月10日から施行する。

附 則 （令和３年３月１０日公安委員会内規第１号押印を求める手続の見直し等に伴う関係内規の整理等に関する内規第６条による改正附則）

この内規は、令和３年４月１日から施行する。

附 則 （令和４年３月１１日公安委員会内規第１号銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴う関係内規の整理等に関する内規による改正附則）

この内規は、令和４年３月１５日から施行する。

附 則 （令和７年２月２０日公安委員会内規第１号）

この内規は、令和７年３月１日から施行する。

附 則 （令和８年５月２０日公安委員会内規第６号）

この内規は、令和８年６月１日から施行する。

別記
第 1 号様式（第 2 条関係）

山口県公安委員会指令第 号
年 月 日

処 分 通 知 書

住所
様

山口県公安委員会 図

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
古物営業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 8 号）
質屋営業法（昭和 2 5 年法律第 1 5 8 号）
金属くず類回収業に関する条例（昭和 3 2 年山口県条例第 3 2 号）
第 条第 項の規定により、下記のとおり の許可を取り消す。

記

取 り 消 し の 日	
取 り 消 す 許 可	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 図

火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）第 条第 項の規定により、下記の
譲 渡
の譲 受の許可を取り消す。
消 費

記

取 り 消 し の 日	
取 り 消 す 許 可	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 図

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号）第 1 1 条第 項の規定により、下記のとおり の所持の許可を取り消す。

記

取 り 消 し の 日	
取 り 消 す 許 可	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 図

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 3 3 年法律第 6 号)第 1 1 条第 5 項第 2 号の規定により、
下記のとおり の所持の許可を変更する。

記

変 更 の 日	
変 更 す る 許 可	
減 る 用 途	
理 由	

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 図

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号）
警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）
第 条第 項の規定により、下記のとおり の認定を取り消す。

記

取 り 消 し の 日	
取 り 消 す 許 可	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

指 示 書

住所

様

山口県公安委員会 図

第 条 第 項第 号の規定により、
下記のとおり指示する。

記

被 処 分 者	
指 示 事 項	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 図

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）
質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）
警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）
金属くず類回収業に関する条例（昭和 32 年山口県条例第 32 号）
第 条第 項の規定により、下記のとおり の停止を命ずる。

記

停 止 の 期 間	ら 年 月 日か の 日（月）間 年 月 日まで
停止を命ずる営業	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 図

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 1 8 年法律第 6 0 号）
第 条第 項の規定により、下記のとおり の廃止を命ずる。

記

廃 止 の 日	
廃止を命ずる営業	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所
様

山口県公安委員会 図

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
第 条 第 項の規定により、下記のとおり の禁止を命ずる。

記

禁 止 の 期 間	ら 年 月 日か 年 月 日まで の 月間
禁止を命ずる営業	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

措 置 命 令 書

住所

様

山口県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 条第
項第 号の規定により、下記のとおり 18 歳未満の者を客としないために必要な措置をとるべき
ことを命ずる。

記

18 歳未満の者を 客としないために 必要な措置	
措置を命ずる営業	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

年 月 日

改善命令書

住所

様

山口県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
第 3 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を採るべきことを命ずる。
記

改善に必要な措置	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

保管改善命令書

住所

様

山口県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 条 第 項の規定により、設備・方法の改善
下記のとおり に係る保管の を危害防止上必要な措置命ずる。

記

命 令 の 内 容	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

山口県公安委員会指令第 号
年 月 日

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 1 2 号）第
条第 項の規定により、下記のとおり の指定を取り消す。

記

取 消 し の 日	
取り消す指定	
理 由	
（審査請求及び処分の取消しの訴え） この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 印

古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 1 0 号）

行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号）

第 条第 項の規定により、下記のとおり の承認を取り消す。

記

取消しの日	
取り消す承認	
理 由	

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

処 分 通 知 書

住所

様

山口県公安委員会 印

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 条第 項の規定により、下記のとおり の返納
を命ずる。

記

返 納 の 期 日	年 月 日から の 月 間 年 月 日まで
返納を命ずる資格者証	
理 由	

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 号
年 月 日

営 業 停 止 処 分 通 知 書

様

山口県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第

全部
条第 項の規定により、下記のとおり の 停止を命じたので、同法
一部

第 4 2 条の規定により通知する。

記

被 処 分 者				
営 業 停 止 の 期 間		年 月 日から の 日間 年 月 日まで		
営業所 又は 施設	所 在 地			
	名 称			
	営業の種別		許可番号	
理 由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 16 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

山口県公安委員会 殿

住所
氏名

受 領 書

下記の書類を確かに受領しました。

記

書類の標目：_____ 1 通

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 17 号様式（第 14 条関係）

（表）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

山口県公安委員会 印

不 利 益 処 分 相 当 事 案 通 報 書

貴公安委員会による行政処分が必要と認められる事案がありますので、下記のとおり関係書類を添えて通報します。

記

行政処分の種別及び根拠条項	
処 分 対 象 者	
処分対象営業所	
営 業 の 種 別	
許可等の年月日	年 月 日
許可等の番号	
事 案 の 概 要	

(裏)

適 用 法 条 (罪名・罰条)				
検 挙 年 月 日		年 月 日		
送 致	年 月 日	年 月 日		
	検 察 庁 名			
処 分 結 果			裁 判 の 日	年 月 日
			確 定 の 日	年 月 日
			裁 判 所 名	
添 付 書 類 目 録				
通 報 責 任 者		山口県警察本部生活安全部 課長 警 視 氏 名		
通 報 受 理 者		上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 都道府県警察名所属名 階 級 氏 名		

注 所定の欄に記載できないときは、別紙の記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 号
年 月 日

弁 明 録 取 者 指 名 書

山口県公安委員会



聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 2 6 号）第
2 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり弁明録取者を指名する。

記

口 頭 で す る 弁 明 の 件 名 等	件 名	
	日 時	
	場 所	
	当事者（代理人） の住所及び氏名	
弁 明 録 取 者		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。